

八尾市介護保険条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第7条 略 (保険料率) 第8条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度に</u>おける保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>39,340円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,080円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>59,010円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>70,820円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>78,680円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>94,420円</u> ア 略 イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当し、又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 <u>98,350円</u> ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当し、又は次号イ、第9号	第1条～第7条 略 (保険料率) 第8条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度に</u>おける保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,710円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>58,280円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>58,700円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>76,570円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>85,070円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>102,090円</u> ア 略 イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当し、又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 <u>110,600円</u> ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当し、又は次号イ、第9号

イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 110,160円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当し、又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 118,020円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当し、又は次号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 137,690円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当し、又は次号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 149,500円

ア 合計所得金額が5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当し、又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 153,430円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当し、又は次号イに該当する者を除く。)

イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 119,100円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当し、又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 127,610円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当し、又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 148,860円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当し、又は次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 161,640円

ア 合計所得金額が4,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当し、又は次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 170,140円

ア 合計所得金額が5,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当し、又は次号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者

(13) 次のいずれかに該当する者 161,300円

- ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 177,030円

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に定める額から法第146条に規定する政令で定める基準により市長が算定した額をそれぞれ減じて得た額とする。

第9条 略

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第10条 略

2 略

を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 187,160円

- ア 合計所得金額が6,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当し、又は次号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 195,670円

- ア 合計所得金額7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当し、又は次号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 204,170円

- ア 合計所得金額8,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当し、又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 212,680円

- ア 合計所得金額10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 221,190円

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に定める額から法第146条に規定する政令で定める基準により市長が算定した額をそれぞれ減じて得た額とする。

第9条 略

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第10条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロに該当し、又は第8条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号までのいずれか又は第8条第1項第6号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

第11条～第24条 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロに該当し、又は第8条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号までのいずれか又は第8条第1項第6号から第16号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

第11条～第24条 略